

## お知らせ 介護用品購入費助成 布団クリーニング助成

|        | 介護用品購入費                                                                            | 布団クリーニング             |
|--------|------------------------------------------------------------------------------------|----------------------|
| 対象者    | ①要介護4以上で在宅の人<br>②福崎町重度心身障害者(児)介護手当受給者                                              | ①要介護3以上で在宅の人         |
| 申請できる方 | 上記対象者本人、もしくは同居またはそれに準じる状態で対象者を介護している人                                              |                      |
| 助成額    | 年間18,000円まで<br>○令和2年4月1日～令和3年3月31日に支払った費用が対象です<br>※入院中または入所中に購入した介護用品、使用した布団は対象外です | 年間6,000円まで           |
| 申請方法   | ○申請書は役場にありますが<br>※申請書への押印は不要となりました<br>領収書(宛名、品目の記載があるもの)もしくは内容の分かるレシートを添付してください    | 宛名が書いてある領収書を添付してください |
| 提出期間   | 令和3年4月15日(木)まで                                                                     |                      |

問い合わせ先 健康福祉課 高年福祉係(内線364)

## 福祉医療費受給者証の更新・資格喪失について

有効期限は  
3月31日

### 更新

#### ■乳幼児等医療費受給者証 (小学3年生)

小学3年生の子どもは、4月から「こども医療費受給者証」に切り替わります。

3月下旬に郵送(普通郵便)で、こども医療費受給者証を送付しますので、旧乳幼児等医療費受給者証は有効期限終了後、役場健康福祉課へ返却してください。

### 資格喪失

#### ■こども医療費受給者証 (中学3年生)

#### ■母子家庭等医療費受給者証 (18歳の子およびその監護者)

こども医療を受給している中学3年生・母子家庭等医療を受給している18歳の子の保護者には、3月下旬に資格喪失届を送付します。

返信用封筒を同封していますので、有効期限後、資格喪失届と福祉医療費受給者証を役場健康福祉課へ返却してください。

問い合わせ先 健康福祉課 国保医療係(内線356)

## マイナンバーカード(個人番号カード)を申請されていない方へ

### 『交付申請のご案内』が郵送されています

個人番号カードをお持ちでない方に、地方公共団体情報システム機構から、カードの申請に必要な交付申請書類が順次郵送されています。(75歳以上の方や乳児は今回送付対象となっておりません。)

住民生活課でも申請のお手伝いをしていますので、ぜひご利用ください。

#### ◆役場で申請する場合 \*写真を無料で撮影します

申請するご本人が次のものを持って住民生活課へお越しください。(15歳未満の子どもは親といっしょにお越しください。)

(申請に必要なもの)

- ①個人番号通知カード ②個人番号カード交付申請書(今回届いた書類) ③本人確認書類(顔写真入りの証明書は1点、顔写真のない証明書は2点必要。)
- ④住民基本台帳カード(持っている人のみ)

#### ◆自分で申請する場合

(オンライン・郵送等による申請)

今回届いた申請書の内容(住所・氏名等)に間違いがなければ、申請書に記載されているQRコードをスマートフォン等で読み取り、オンライン申請をすることができます。

カードができあがると通知書が届きますので、役場へ受け取りに来てください。

### 休日受付窓口を開設します

### 事前に電話予約をお願いします

3月28日(日) 9:00~17:00

平日の昼間にカードの申請や受け取りに来庁することが困難な方のために、休日受付窓口を開設します。

問い合わせ先 住民生活課 町民窓口係(内線371)

# 令和3年 福崎町の区長が 決まりました

(2月1日現在・敬称略)

| 自治会名      | 区長名   |
|-----------|-------|
| 田 原 地 区   |       |
| 長 目       | 後藤 守芳 |
| 中 島       | 牛尾 正明 |
| 西光寺       | 竹本 繁夫 |
| 八反田       | 松岡 忠幸 |
| 吉 田       | 難波 成光 |
| 西 野       | 藤本 和弘 |
| 井ノ口       | 藤川 千博 |
| 北 野       | 埴岡 秀和 |
| 辻 川       | 鈴木 健文 |
| 田 尻       | 内藤 勢一 |
| 大 門       | 松岡 繁克 |
| 加治谷       | 柳田 智宏 |
| 亀 坪       | 河嶋重一郎 |
| 八 千 種 地 区 |       |
| 南大貫       | 前田 泰良 |
| 東大貫       | 岡 幸司  |
| 西大貫       | 吉識 秋光 |
| 余 田       | 松岡 光夫 |
| 小 倉       | 難波 孝裕 |
| 庄         | 西井 和俊 |
| 鍛冶屋       | 中塚 保彦 |
| 福 崎 地 区   |       |
| 新 町       | 志水 順  |
| 馬 田       | 森藤 孝一 |
| 山 崎       | 安田 正  |
| 駅 前       | 後藤 幸男 |
| 福 田       | 尾崎 幸忠 |
| 田 口       | 豊國 明仁 |
| 板 坂       | 鳥岡 照義 |
| 桜         | 大杉 武司 |
| 長 野       | 松岡 武夫 |
| 神 谷       | 大野武二郎 |
| 西 谷       | 谷本 敬三 |
| 西 治       | 志水 利雄 |
| 高 橋       | 松本 清孝 |

※一部、4月改選の自治会  
があります。

(総務課)

## 駅前駐車場をご利用ください

福崎駅前周辺には、町営の駐車場が2か所あります。駅前東駐車場は入場2時間以内は無料です。JRでの通勤や送迎、駅周辺にお出かけの際はご利用ください。

### ①駅前西駐車場 (定期及び時間貸し)

【使用料】

◆定期：4,400円/月 (随時受付)

◆時間貸し：1時間100円

(午前1時まで上限400円)

### ②駅前東駐車場 (時間貸し)

【使用料】1時間100円

(午前1時まで上限400円)

\*入場2時間以内は無料。入場2時間を超え3時間までは300円

【定期駐車申し込み・問い合わせ先】まちづくり課 管理係 (内線334)



## 福田区公民館完成

福田区自治会は、宝くじのコミュニティ助成事業を活用し、公民館を新築しました。公民館はバリアフリーに配慮した建物で、誰もが集いやすい地域の拠点であるとともに、災害時には避難所として活用されます。

(一財)自治総合センターは宝くじの社会貢献広報事業として、宝くじの受託事業収入を財源とするコミュニティ助成事業を実施しています。



企画財政課 企画係 (内線231)

## 福崎町議会議員選挙の 立候補予定者説明会を開催します

令和3年4月25日執行の、福崎町議会議員選挙に立候補を予定している人を対象に、「立候補予定者説明会」を開催します。説明会では、立候補手続きの説明のほか、届出に必要な用紙などを交付しますので、立候補を予定している人やその関係者は出席してください。



日時 3月27日(土) 13:30～

場所 福崎町役場2階大会議室

定員 新型コロナウイルス感染症対策のため、出席者は1候補者につき2人以内とします。

○マスクの着用、検温、手指の消毒にご協力ください。

○発熱等で体調が優れない人は出席を控えてください。

問い合わせ先 福崎町選挙管理委員会事務局 (総務課内 内線221・222)

\*議会議員選挙の詳細は4月号でお知らせします。

# 町職員の給与や職員数を公表します

町職員の給与は、生活費、並びに国、他の地方公共団体の職員及び民間企業の従事者の給与等を考慮して、町議会の議決を経て条例で定めています。また、町長、議長及び特別職の報酬等は、町内の各種団体の代表者等によって構成される特別職報酬等審議会の意見を聴いて、町議会の議決を経て定めています。職員の給与等の状況を広くみなさんに知っていただくために、その概要を公表します。

## 1. 人件費の状況（普通会計決算）

| 区 分   | 住民基本台帳人口<br>(R2.1.1現在) | 歳出額<br>(A)      | 実質収支          | 人件費<br>(B)      | 人件費率<br>(B÷A) | 前年度<br>人件費率 |
|-------|------------------------|-----------------|---------------|-----------------|---------------|-------------|
| 令和元年度 | 人<br>19,205            | 千円<br>8,555,752 | 千円<br>150,578 | 千円<br>1,203,927 | %<br>14.1     | %<br>13.9   |

- (注) 1.人件費には、一般職員の給与、特別職の給料・報酬、共済組合負担金等が含まれています。  
2.実質収支＝歳入総額－(歳出総額＋翌年度へ繰り越すべき財源)

## 2. 職員給与の状況（普通会計決算）

| 区 分   | 職員数<br>(A) | 給 与 費         |              |               |               | 1人当たり給与費<br>(B÷A) |
|-------|------------|---------------|--------------|---------------|---------------|-------------------|
|       |            | 給 料           | 職員手当         | 期末・勤勉手当       | 計 (B)         |                   |
| 令和元年度 | 人<br>133   | 千円<br>484,936 | 千円<br>89,269 | 千円<br>192,825 | 千円<br>767,030 | 千円<br>5,767       |

- (注) 1.職員手当には児童手当、退職手当を含みません。  
2.職員数は平成31年4月1日現在の人数です。

## 3. 職員の平均給料月額及び平均年齢の状況

(令和2年4月1日現在)

| 区 分   | 一 般 行 政 職 |       | 技 能 労 務 職 |       |
|-------|-----------|-------|-----------|-------|
|       | 平均給料月額    | 平均年齢  | 平均給料月額    | 平均年齢  |
| 福 崎 町 | 318,355円  | 41.1歳 | 339,000円  | 54.4歳 |
| 国     | 327,564円  | 43.2歳 | 287,283円  | 50.9歳 |

- (注) 1.一般行政職とは、特別職、税務職、看護・保健職、福祉職、企業職及び技能労務職を除いたものです。  
2.技能労務職とは、運転員、作業員などです。  
3.令和2年度福崎町のラスパイレ指数(国家公務員の給料を100として算出する)は99.4となっています。

## 4. 職員の初任給の状況

(令和2年4月1日現在)

| 区 分   |     | 福 崎 町    | 国        |
|-------|-----|----------|----------|
| 一般行政職 | 大学卒 | 182,200円 | 182,200円 |
|       | 高校卒 | 150,600円 | 150,600円 |

## 5. 職員の経験別・年数別・学歴別標準給料月額の状況

(令和2年4月1日現在)

| 区 分   |     | 経験年数10年  | 経験年数15年  | 経験年数20年  |
|-------|-----|----------|----------|----------|
| 一般行政職 | 大学卒 | 266,500円 | 300,600円 | 352,600円 |
|       | 高校卒 | 221,500円 | 266,500円 | 300,600円 |

## 6. 一般行政職の級別職員数の状況

(令和2年4月1日現在)

| 区 分        | 7級  | 6級   | 5級         | 4級                 | 3級         | 2級   | 1級  | 計     |
|------------|-----|------|------------|--------------------|------------|------|-----|-------|
| 標準的な職務内容   | 技 監 | 課 長  | 課 長<br>副課長 | 課長補佐<br>係 長<br>主 査 | 係 長<br>主 査 | 主 事  | 主 事 |       |
| 職員数 (人)    | 1   | 12   | 7          | 29                 | 31         | 10   | 8   | 98    |
| 構成比 (%)    | 1.0 | 12.3 | 7.1        | 29.6               | 31.6       | 10.2 | 8.2 | 100.0 |
| 参考 1年前の構成比 | 1.0 | 11.9 | 6.9        | 31.7               | 29.7       | 12.9 | 5.9 | 100.0 |

- (注) 1.職員数は、福崎町給与条例にもとづく給料表の級区分による職員数です。  
2.標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務です。

8. 職員の福祉および利益の保護の状況

|            |                                                                 |
|------------|-----------------------------------------------------------------|
| 共済制度       | 職員は、社会保険制度の一環として、兵庫県市町村職員共済組合または公立学校共済組合に加入し、医療、年金などの給付を受けています。 |
| 互助制度       | 職員は、一般財団法人兵庫県市町村職員互助会及び福崎町職員互助会に加入し、福利厚生の実施を図っています。             |
| 健康管理       | 定期健康診断、人間ドック、脳ドック、子宮がん検診、ストレスチェックを実施                            |
| 公務災害       | 公務災害発生件数 1件 (令和元年度)<br>通勤災害 1件                                  |
| 措置要求・不服申立て | 勤務条件に関する措置の要求 0件 (令和元年度)<br>不利益処分についての不服申立て 0件                  |

9. 特別職報酬等の状況

| 区 分 |         | 給料・報酬月額    | 期末手当                        |
|-----|---------|------------|-----------------------------|
|     |         | 令和2年4月1日現在 |                             |
| 給料  | 町 長     | 830,000円   | 6月期 2.225月分<br>12月期 2.175月分 |
|     | 副町長     | 673,000円   |                             |
|     | 教育長     | 620,000円   |                             |
|     | 公営企業管理者 | 520,000円   |                             |
| 報酬  | 議 長     | 370,000円   | 計 4.40月分                    |
|     | 副議長     | 280,000円   |                             |
|     | 議 員     | 255,000円   |                             |

10. 定員の状況

部門別職員数の状況 (各年4月1日現在)

| 部門        |      | 職 員 数 |      |      | 令和2年の対前年度増減数 | 主な増減理由          |
|-----------|------|-------|------|------|--------------|-----------------|
|           |      | 平成30年 | 令和元年 | 令和2年 |              |                 |
| 一般行政部門    | 議会   | 3人    | 3人   | 3人   | 0人           | 派遣職員の減          |
|           | 総務   | 32    | 34   | 32   | △2           |                 |
|           | 税務   | 9     | 8    | 8    | 0            |                 |
|           | 民生   | 50    | 50   | 41   | △9           | 会計年度任用職員へ移行による減 |
|           | 衛生   | 10    | 11   | 10   | △1           | 会計年度任用職員へ移行による減 |
|           | 農林水産 | 10    | 10   | 11   | 1            | 増員              |
|           | 商工   | 3     | 3    | 4    | 1            | 増員              |
|           | 土木   | 14    | 14   | 12   | △2           | 会計年度任用職員へ移行による減 |
| 小計        |      | 131   | 133  | 121  | △12          |                 |
| 特別行政部門    | 教育   | 19    | 22   | 14   | △8           | 会計年度任用職員へ移行による減 |
|           | 小計   | 19    | 22   | 14   | △8           |                 |
| 普通会計      | 計    | 150   | 155  | 135  | △20          |                 |
| 公営企業等会計部門 | 水道   | 7     | 7    | 4    | △3           | 施設管理の民間委託による減   |
|           | 下水道  | 6     | 5    | 7    | 2            | 増員              |
|           | その他  | 10    | 10   | 10   | 0            |                 |
|           | 小計   | 23    | 22   | 21   | △1           |                 |
| 合 計       |      | 173   | 177  | 156  | △21          |                 |

(注) 職員数は一般職に属する職員数であり、地方公務員の身分を保有する退職者、派遣職員などを含み、臨時または非常勤職員を除いたものです。

7. 職員の手当の状況

| 区分                    | 福 崎 町                                                                                                                               | 国の制度との比較                                                              |
|-----------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------|
| 期末手当<br>勤勉手当          | (令和2年度支給割合)<br>期末手当 勤勉手当<br>6月期 1.300月分 0.950月分<br>12月期 1.250月分 0.950月分<br>計 2.550月分 1.900月分                                        | 同じ                                                                    |
|                       | 職制上の段階、職務の級等による加算措置 有                                                                                                               | 同じ                                                                    |
|                       | (支給率) 自己都合 勤奨・定年<br>勤続20年 19.6695月分 24.58675月分<br>勤続25年 28.0395月分 33.27075月分<br>勤続35年 39.7575月分 47.709月分<br>最高限度額 47.709月分 47.709月分 | 同じ                                                                    |
|                       | その他の加算措置<br>定年前早期退職特例措置(2~45%)                                                                                                      | 同じ                                                                    |
| 退職手当                  | 退職時の特別昇給 無                                                                                                                          | 同じ                                                                    |
| 地域手当<br>(令和2年4月1日現在)  | 平成21年度から制度廃止                                                                                                                        | 同じ<br>(制度はあるが福崎町の区域は無支給)                                              |
| 管理職手当<br>(令和2年4月1日現在) | 技監20/100、町参事職19/100、課長17/100、課参事13/100、副課長12/100                                                                                    | 異なる<br>7級 88,500円~66,400円<br>6級 72,700円~51,900円<br>5級 59,500円~49,600円 |
| 特殊勤務手当<br>(令和元年度)     | 職員全体に占める手当支給職員の割合 3.8%<br>支給対象職員1人当たり平均支給年額 7,200円<br>手当の種類(手当数)<br>感染症防疫作業手当(1)                                                    | 異なる                                                                   |
| 時間外勤務手当               | 元年度 支給総額 37,584千円<br>支給対象職員1人当たり年額 332,599円                                                                                         | 同じ                                                                    |
|                       | 30年度 支給総額 36,384千円<br>支給対象職員1人当たり年額 324,859円                                                                                        |                                                                       |
| 扶養手当<br>(令和2年4月1日現在)  | 配偶者 6,500円<br>扶養親族1人につき 10,000円<br>配偶者がない場合の1人目 10,000円<br>年度初め満15歳~年度末満22歳の子加算額 5,000円                                             | 同じ                                                                    |
| 住居手当<br>(令和2年4月1日現在)  | 借家居住者<br>月額16,000円以上の家賃を払っている職員 最高28,000円                                                                                           | 同じ                                                                    |
|                       | 自宅居住者 2,500円<br>世帯主である職員に支給                                                                                                         | 異なる<br>無                                                              |
| 通勤手当<br>(令和2年4月1日現在)  | 交通機関の利用者<br>実費支給 ただし最高55,000円<br>6か月定期券等の価格による一括支給                                                                                  | 同じ                                                                    |
|                       | 交通用具利用者<br>通勤距離 1km ~ 40km以上 3,500円 ~ 35,000円                                                                                       | 異なる<br>0km ~ 60km以上 2,000円 ~ 31,600円                                  |

(注) 1.退職手当については、兵庫県市町村職員退職手当組合に加入していますので、支給率は本組合条例で定められています。

問い合わせ先 総務課 人事係 (内線222)

○詳しい内容は町ホームページに掲載しています。

# 税務課からのお知らせ

## 固定資産税について

### 固定資産の価格に係る不服審査

固定資産課税台帳に登録された価格について不服がある納税者は、福崎町固定資産評価審査委員会に不服の審査を申し出ることができます。

この審査の結果、固定資産課税台帳に登録された価格が固定資産評価基準に照らして不適当なものであることが認められると、価格が修正され、税額が修正されることとなります。

### ■審査申出期間■

固定資産課税台帳に価格等を登録した旨の公示日（通常4月1日）から納税通知書の交付を受けた日後3か月を経過する日まで、文書をもって審査の申し出をすることができます。

## 固定資産縦覧帳簿の縦覧について

納税者等は、自己の土地家屋について、他の土地や家屋と評価額を比較し、適正であることを確認することができます。

### ■縦覧のできる範囲（記載されている内容）

- ・土地価格等縦覧帳簿  
所在、地番、地目、地積、価格
- ・家屋価格等縦覧帳簿  
所在、家屋番号、種類、構造、床面積、価格

### ■縦覧場所 福崎町役場 税務課

### ■縦覧期間 4月1日～5月31日 (土・日曜日、祝日を除く)

### ■縦覧できる人

- ・土地、家屋の固定資産税の納税者、納税管理人
- ・納税者と同世帯の親族
- ・委任状を有する代理人

### ■持参するもの

- ・本人確認書類（免許証、マイナンバーカード等）
- ・代理人の場合は委任状（委任状は押印が必要）

## 固定資産課税台帳の閲覧について

納税義務者等は、自己の資産について、固定資産課税台帳に記載された事項を確認することができます。

### ■閲覧できるもの 固定資産課税台帳（名寄帳）

### ■閲覧できる人

- ・土地、家屋、償却資産の固定資産税の納税義務者、納税管理人
- ・納税義務者と同世帯の親族
- ・委任状を有する代理人
- ・借地、借家人等の利害関係人（※当該部分のみ閲覧可）

### ■借地人・借家人が閲覧できる範囲

借地人…借りている土地の所有者名、所在、地番、地目、地積、価格、課税標準額

借家人…借りている家屋の所有者名、所在、家屋番号、種類、構造、床面積、価格及びその敷地である土地の所有者名、所在、地番、地目、地積、価格、課税標準額

### ■持参するもの

- ・本人確認書類（免許証、マイナンバーカード等）
- ・代理人の場合は委任状（委任状は押印が必要）
- ・借地、借家人等の利害関係人の場合、賃貸物件の明記された契約書等の利害関係がわかる書類

Q: 家屋を取り壊しました。固定資産税はどうなりますか？また、手続きはどのようなにしたらよいですか？

A: 固定資産税は、毎年1月1日に所在する家屋に課税されます。したがって、取り壊された年は課税となりますが、翌年からは課税されなくなります。しかし、未登記の家屋を取り壊したり、登記家屋であっても滅失登記がされていない場合は、壊したことを把握することが困難です。税務課資産税係へ「とりこわし家屋報告書」を提出し、取り壊しの状況を報告してください。報告書を提出されなかった場合は、固定資産税が賦課され続ける場合がありますので十分ご注意ください。

## 軽自動車税について

### 廃車・譲渡手続きはお早めに！

令和3年4月1日現在、軽自動車等（原動機付自転車、小型特殊自動車、ミニカー等）を所有している人には、令和3年度軽自動車税（種別割）が課税されます。

所有者が町外に転出したときや、車両を廃車・譲渡したときは、すみやかに廃車手続きをしてください。

また、盗難や故障等で使用していない車両であっても、廃車手続きをしていない場合は課税対象となります。該当する所有者は令和3年3月末までに廃車手続きをしてください。

手続きに必要なものについては税務課までお問い合わせください。

固定資産税について 資産税係（内線344・346）  
軽自動車税について 管理係（内線343）

※縦覧・閲覧申請書への押印は不要となりました。